

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局の  
設置に関する規則

〔平成 23 年 5 月 31 日〕  
〔内閣総理大臣決定〕

(設置及び任務)

第 1 条 内閣官房に、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の調査・検証を補佐するとともに、同委員会の事務を処理するため、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織)

- 第 2 条 事務局に、事務局長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。
- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
  - 3 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
  - 4 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
  - 5 事務局長、参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

(政策・技術調査参事)

- 第 3 条 事務局に、政策・技術調査参事を置くことができる。
- 2 政策・技術調査参事は、命を受け、事務局の所掌に係る専門的、技術的な事項について調査し、意見を具申するほか、特に命ぜられた事務を行う。
  - 3 政策・技術調査参事は、非常勤とすることができる。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。